

「オンライン請求義務化」に対する石川協会のパブコメ案

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」(以下「請求命令」)の一部改正案について、以下の理由により、改正案に反対する旨の意見を表明する。

今回の請求命令改正案は、光ディスク等によるレセプト請求を可能とする規定と書面によるレセプト請求の特例を定めた規定について、原則廃止し、既存の適用医療機関に対する経過措置を設けるのみの取扱いとなっている。事実上、保険医療機関に対してレセプトオンライン請求を義務化する内容である。

改正案は法律による委任の範囲を超えている

健康保険法 76 条 1 項は、保険者に対して、保険医療機関等に「療養に給付に関する費用」(以下「診療報酬」)を支払う旨の公法上の義務を課している(国民健康保険等医療保険各法でも同趣旨の規定があるが、本意見では省略する)。同法第 6 項では、診療報酬請求に関する必要な事項は、厚生労働省令で定めるとされており、これが本パブリックコメントで検討対象とされている「請求命令」である。この法律の内容を補充する委任命令については、法律の趣旨、目的を逸脱するものであってはならず、法律の委任の範囲を超えた内容は違憲・無効となると考える。(日本国憲法 73 条 6 号、内閣法 11 条)

今回の請求命令改正案は、保険医療機関等の診療報酬請求について、その請求方法を限定することにより新たな制限を課すものとなっており、保険医療機関等の診療報酬請求権を制限する内容となっている。国民の権利を制限する委任命令は、法律の委任の範囲を逸脱したものである。このような、国民の権利に対する新たな制限の創設は、「国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関」(憲法 41 条)である国会の議決による法律で定められなければならない。今回の請求命令の改正内容は、法律の委任の範囲を逸脱したものであり、違憲・無効である。

なお、診療報酬の請求方法が限定され、それに対応できない保険医療機関が医業を継続できないということになれば、その保険医療機関を受診して健康を保持していた患者の健康権(憲法 25 条)も侵害することになる。さらに、保険医療機関が医業の継続が困難となり閉院ということになれば、憲法 22 条の営業の自由にも抵触する余地もある。

以上の通り、本改正案は多くの憲法違反を指摘しうる内容を含んだものであり、およそ賛成は不可能である。

医療現場はオンライン請求義務化を望んではいない

当会では、会員に対してオンライン請求「義務化」方針に関するアンケートを実施した。回答のあった 91 件のうち、義務化方針に賛成と答えたのは 8.8%であり、それ以外は「義務化に反対」(56.0%)、「どちらともいえない」(33.0%)との回答であり、医療現場では今

回の方針に対して苦慮している実情を示している。

なお、「現時点でオンライン請求以外の請求方法をとっている医療機関」のみの回答では、義務化に賛成と答えた者は0人であり、「現在オンライン請求を実施している医療機関」の回答のみを抽出しても、義務化に反対は51.7%と5割を超えている。また、「義務化されると廃業せざるを得ない」との回答も4件あり、地域医療への影響が懸念される場所である。

今回のオンライン請求義務化は、医療現場からその必要性の声があがったものではなく、むしろ、地域医療を混乱に陥れるものであり、断じて容認できない。

オンライン請求義務化の背景にある医療DXへの不信

政府が進めている「医療DX」施策においては、医療情報等ビッグデータを「全国医療情報プラットフォーム」として一元管理下におき、そのシステムを踏まえて、医療費適正化（医療の標準化、医療費抑制のための数値目標の精緻化）、成長戦略（企業における医療情報の二次利用による新たな産業の創出）、社会保障個人会計（「負担能力に応じた負担・必要に応じた給付」から「負担と給付の等価交換」へ）という目的を内包していると我々は考えている。この医療情報利活用のインフラ整備において、全国の医療機関が常時オンラインでつながれ、レセプトという統一様式での情報収集を可能とするシステムは不可欠であり、ここに「オンライン請求義務化」のねらいがあると考えている。医療情報はあくまでも患者に対する医療内容の充実のために活用されるべきであり、上記の利活用は不当な目的外利用につながるおそれが高い。

また、医療情報の利活用システムを構築するうえでは、個人情報保護の徹底、国民の自己情報のコントロール権の保障の徹底が不可欠である。現行のマイナンバー制度をめぐる「不具合」「混乱」を前に、マイナンバーのシステムをベースにした医療DXシステムの構築は、国民にとってもっとも機微的な情報である健康・医療情報を守りきれものではないと断ぜざるを得ない。医療DXの目的、システムの信頼性に照らしても、「オンライン請求」義務化には賛同できない。

保険医療機関は国民皆保険の「にない手」として、患者に対する必要十分な療養の給付を行う公法上の義務を有することは当然であるが、その費用の請求方法についてまで制限を課されるいわれは、健康保険法上どこにもない。請求方法の制限が、結果として、健康保険法の目的である「国民の生活の安定と福祉の向上」を損なう以上、今回のオンライン請求義務化改正案は直ちに撤回されなければならないと考えるものである。